

改良土製造工場の登録基準

1. 別表第 2 (2) ①～④の規格・性状及び (3) ①②の環境基準を満たす改良土を製造していること。
2. 建設発生土の受け入れ体制が整っていること。
3. 改良土の品質に関して管理体制が整っていること。
4. 改良土の品質を確保するための設備として、粒度調整機、並びに改良材混合攪拌機を常設していること。(スケルトンバケットを装着した掘削機械及びその他の掘削、運搬車輛等によるもの並びに手作業によるものは前記設備とは認めない。)
5. 登録しようとする製造工場の所在地が大阪市内、または大阪市境界から概ね10 km以内であること。

登録申請書類（各1部提出）

- (1) 登録申請書兼同意書（新規）（様式－1）または、登録申請書兼同意書（更新）（様式－2）
- (2) 申請を行う工場で製造された改良土が、下記①～④の規格・性状を満たしていることを証明できる試験成績証明書（発行日が登録予定日から遡って1年以内のもの（本要綱第12条第2項に該当する場合は変更後のもの）で、検査事業者の記名押印があるもの）

①土の粒度試験（JIS A1204）

19mm ふるい通過質量	425 μ m ふるい通過質量	75 μ m ふるい通過質量
90～100%	10～90%	0～25%

②最大粒径 25mm以下

※26.5mmふるい通過質量が100%であれば、最大粒径26.5mmの判定であっても、本基準に適合していると見なす。

③塑性指数（ I_p ）（JIS A 1205）

425 μ mふるい通過分について10%以下

④修正CBR試験（JIS A1211） 30%以上

- (3) 申請を行う工場で製造された改良土が、下記①②の基準を満たしていることを証明できる試験成績証明書（都道府県に計量証明事業所として登録されている機関により実施されていること。また、発行日が登録予定日から遡って1年以内のもので、証明事業者の記名押印があるもの）

①土壌溶出量基準として、土壌の汚染に係る環境基準（環境庁告示第46号）別表に掲げる条件に適合していること。

②土壌含有量基準として、土壌汚染対策法施行規則（環境省令第29号）別表第五に掲げる要件に適合していること。

(4) 製造設備配置図（プラント平面図）※¹(5) 製造工程フロー図※¹(6) 工場写真※¹

製造設備及び製造工程写真

(7) 会社概要※¹

(8) 誓約書（様式－5）

(9) その他技術資料（設備の仕様・能力等が記載されているカタログ等）

(10) 水道局庁舎から検査場所までの交通機関説明書及び最寄りの駅から検査場所までの詳細位置図 ※(10)は当局が求めた場合のみ

※¹ 更新登録申請の場合は、(4)、(5)、(6)、(7)の提出を不要とする。